

## 児童手当

高校を卒業するまでの児童を養育している方に支給される手当です。公務員は勤務先から支給されますので、勤務先で手続きをしてください。

年齢	支給額(月額)
0歳～3歳未満(第1子・第2子)	15,000円
3歳～高校生年代(第1子・第2子)	10,000円
第3子以降の児童	30,000円

### 申請があった翌月から手当を支給開始します

出生・転入の翌日から15日以内に手続きをすれば、出生・転入月の翌月から支給が始まります。

一部の受給者のうち、現況届の提出が必要な受給者については、6月上旬に郵送しますので提出をしてください。

住所や氏名、離婚・再婚などで  
変更事項があった場合は、必ず  
届け出てください。



児童手当

■**申込先** ネウボラ推進課または各支所  
TEL 0898-36-1553  
FAX 0898-34-1145

## 児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳に達した年度の3月末日までの児童、または20歳未満の一定以上の障がいのある児童を養育しているひとり親家庭などに支給されます。

詳しくはホームページを確認いただくか、問い合わせください。

全部支給	一部支給
児童1人の場合 48,050円	11,340円～48,040円 (前年の所得に応じ10円きざみで算定)
2人の場合 <b>59,400円</b>	上記額に5,680円～11,340円加算

変更  
しました

※3人以上の場合は、1人増すごとに月額5,680～11,340円を加算します。

■**申込先** ネウボラ推進課または各支所  
TEL 0898-36-1553  
FAX 0898-34-1145



児童扶養手当

## 特別児童扶養手当

20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している父や母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

※対象児童が障がいを理由とする年金を受けていないこと、児童福祉施設などに入所していないことなどが条件です。

対象	支給額(月額)
重度の障がい児(1級)1人につき	58,450円
中度の障がい児(2級)1人につき	38,930円

■**申込先** ネウボラ推進課または各支所  
TEL 0898-36-1553  
FAX 0898-34-1145



特別児童  
扶養手当

## 障害児福祉手当

20歳未満の心身に重度の障がいがある児童本人に支給されます。

※障がいのある児童が障がいを理由とする年金を受けていないこと、施設に入所していないことなどが条件です。

■**手当額** 月額 16,560円



障害児  
福祉手当

## 特別障害者手当

心身に著しく重度の障がい複数あるため常時介護を必要とする20歳以上の障がい者本人に支給されます。

※施設に入所している方、医療機関に3カ月を超えて入院されている方などは対象になりません。

■**手当額** 月額 30,450円  
■**申込先** 障がい福祉課または各支所  
TEL 0898-36-1527  
FAX 0898-32-5267



特別障害者  
手当

## 子育ての悩み、ひとりで抱えていませんか? 相談無料

### ～児童家庭支援センター～

児童家庭支援センターは、子どもと家庭に関するさまざまな相談に応じる専門機関です。児童福祉法に基づき設置され、地域に密着して支援を行っています。

■**場所** 中堀4-2-26  
(児童養護施設 あすなる学園併設)



ホームページ



Instagram



LINE

■**問合先** 児童家庭支援センターあすなる  
TEL 0898-35-1611 FAX 0898-35-1612  
TEL 090-4787-2197  
8:30～17:30(センター職員が常駐して対応)  
※12月30日～1月3日を除く  
Eメール jikasen-asunaro@koinonia-as.or.jp